

令和 7 年度伊勢茶ブランド展開戦略構築業務委託仕様書

1 委託業務の名称

令和 7 年度伊勢茶ブランド展開戦略構築業務委託

2 委託業務の目的

近年のライフスタイルの変化によって、緑茶、特にリーフ茶のニーズは漸減傾向にあり、伊勢茶は厳しい環境に置かれている。その一方、近隣の宇治茶産地では、海外観光客を含めた観光客需要を背景に近年著しい成長を続けており、伊勢茶としても、従来の振興の中心である【モノ消費】だけでなく、【コト消費】を含めて消費行動を見直し、観光客需要に目を向けた茶業振興に取り組む必要がある。

そこで、近年注目されている【コト消費】などの新たな価値観を含めて伊勢茶ブランドを評価し、伊勢茶ブランドの展開戦略の一つとして「インバウンドを含めた県外から伊勢茶産地に消費者を誘客する戦略」を構築する。

3 契約条件

(1) 契約期間：契約の日から令和 8 年 3 月 13 日（金）まで

(2) 成果品

1) 業務完了報告書 1 部

2) 4 (1) から (3) までで作成した印刷物及び電子データ（版下や写真等の電子データは、電磁的記録媒体（U S B 等）に収めること。版下データは、P D F 形式またはイラストレータ形式によること。）

(3) 成果品の提出期限 令和 8 年 3 月 13 日（金）

4 委託業務の内容

(1) 海外観光客をターゲットとするマーケット調査の実施

- ・調査対象は、台湾などアジア圏からの海外観光客を必須として想定すること。
- ・他の茶産地のインバウンド事例を調査し、日本茶を求める海外観光客の実情を把握すること。
- ・別途、県が設立する「伊勢茶ブランド戦略会議」で決定されるブランド展開方針に即して、調査を実施すること。

(2) 「インバウンドを含めた県外から伊勢茶産地に消費者を誘客する戦略」の構築

- ・戦略には「コト消費」の視点を含めるものとし、飲料としてだけでなく、観光資源の観点から伊勢茶産地を幅広く評価、活用する戦略とすること。
- ・戦略は「伊勢茶ブランド戦略会議＊」と複数回協議し、「伊勢茶ブランド戦略会議」の合意の下に構築すること。

＊想定スケジュール：6 月 ブランド戦略会議立ち上げ

8、11 月 ブランド戦略及び、戦略に基づくプロモーションの検討

2 月 効果検証

- ・実効性のある戦略の構築に向け、県と随時協議を行い、業務を進めること。

(3) 構築したブランド戦略に基づいたプロモーションの試行

- ・プロモーションは来日している海外観光客をターゲットに国内で実施し、今後のプロモーションの参考となるデータを収集すること。
 - ・プロモーションの実施にあたっては、県と十分協議した上で、芸能人など情報発信力の高い人物を採用し、2,000,000 円以上の費用を費やすこと。
 - ・プロモーションには、ネット配信、情報誌、SNS※などを活用した広範な情報発信を含めること。
 - ・プロモーションの実施にかかる条件は、県と協議の上、決定すること。
- ※ 伊勢茶マイボトルキャンペーン公式 SNS :
- ・Instagram : https://www.instagram.com/to_isecha/
 - ・Facebook : <https://www.facebook.com/to.isecha>
 - ・X : https://twitter.com/to_isecha

5 業務実施上の条件

- (1) 実施内容については、随時調査結果を三重県に提示し、三重県と調整して行うこと。
- (2) 全体を通じ、仕様書以外で事業に追加することで高い効果が期待できる企画がある場合には、積極的に提案すること。
- (3) その他、この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、三重県と受託者の両者協議により、業務を進めるものとする。協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合がある。
- (4) 本契約に基づく成果品（印刷物及び版下や各種電子データ等）の所有権は、三重県への成果物の引渡しと同時に三重県に移転するものとする。また、成果品（印刷物及び版下や各種電子データ等）の著作権は、成果品の引渡し完了と同時に三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は、成果品に係る著作権人格権を、将来にわたって一切行使しないものとする。
- (5) 見積りには、委託業務に必要な費用の一切を含めること。
- (6) 原則として、業務の再委託は認めない。ただし、業務の一部を再委託する場合で、三重県の承認を得た場合についてはこの限りではない。

6 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、三重県農林水産部農産園芸課において示す。
- (2) 契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とする。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とする。

また、三重県会計規則（以下「規則」という。）第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、

第2号又は第4号に該当する場合を除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。

（3）契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする（契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）。

（4）契約は、三重県農林水産部農産園芸課において行う。

7 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

8 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによる。

なお、委託料の支払については原則として委託業務が完了し、三重県の検査後に支払うが、必要が認められる場合は、受託者からの請求に基づき前金払をすることができるものとする。

9 見積り及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

10 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

11 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

（1）受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

（2）契約締結権者は、受注者が（1）イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

12 その他

（1）受託者は仕様書に記載された内容及び納期等を遵守し、誠実に契約を履行しなければならない。

（2）受託者は業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報の取

扱いに関する特記事項」を厳守しなければならない。

(3) 本事業に係る成果品の所有権及び著作権は三重県に帰属する。

(4) 受託者は、契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに三重県に報告し、三重県の指示に従うものとする。

13 連絡先（担当部局）

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県農林水産部農産園芸課伊勢茶振興班

担当：松田、菅谷

電話：059-224-2543 F A X：059-223-1120

E-mail：nousan@pref.mie.lg.jp